

# どう変わるの？国民健康保険税

## ● シリーズ① ● 給与所得の場合

平成8年度から国民健康保険（国保）税の所得割額の計算方法が、「市民税所得割方式」から「ただし書方式」に変わります。この方式に変更することにより、所得が幅広く把握され、一部の人に負担が偏ることなく「広く浅く」課税されます。ですから、国保の加入者が互いに助け合う「相互扶助」という国保制度の精神により近いものになります。

今回から、国保税がどう変わるのか、①給与所得の場合、②事業所得等の所得の場合（5月5日号）、③公的年金所得の場合（6月5日号）の3シリーズに分けて、それぞれのモデルケースの年税額をお知らせします。今回は、給与所得の場合を紹介します。

### ◆新方式(ただし書方式)による 所得割額の計算方法

$$\text{基準総所得金額} \times 5.2 / 100$$

基準総所得金額＝  
給与収入－給与所得控除－給与特別控除(最高2万円)  
－基礎控除

### ◆旧方式(市民税所得割方式)による 所得割額の計算方法

$$\text{市民税所得割額} \times 315 / 100$$

市民税所得割額＝  
(給与収入－給与所得控除－所得控除－基礎控除)  
×市民税税率－8年度特別減税額

★新・旧の所得割額を比較して新方式の所得割額が増額となる場合は、平成8年度では増額分の8割を所得割額から減額する緩和措置をとります

### 夫婦2人世帯の年税額モデル比較表

(資産割額は含まれていません)

夫の所得金額 (給与収入金額)	旧方式年税額 (平成7年度)	新方式年税額 (平成8年度)	増減額
*1 33万円 (98万円)	1万4,600円	1万8,000円	3,400円
*2 56万円 (121万円)	2万1,900円	2万9,100円	7,200円
145万円 (232万8,000円)	3万6,600円	5万6,400円	1万9,800円
200万円 (311万4,000円)	8万700円	9万7,400円	1万6,700円
450万円 (630万円)	44万円	26万800円	△17万9,200円
600万円 (800万円)	44万円	33万8,800円	△10万1,200円
880万円 (1,105万2,000円)	44万円	48万円	4万円

\*1…6割軽減対象世帯

\*2…4割軽減対象世帯



## 国保税ワンポイント解説

**Q** 収入が少ないので、国民健康保険税が安くなりませんか？

**A** 国保では、平成7年中に所得がない人や所得が一定額より少ない人については、次のとおり保険税を減額します。《低所得者軽減制度》

ただし、国保に加入している人とその世帯主のうち、所得未申告の人がいる世帯は除きますので、該当すると思われる人は必ず申告をしてください。

①平成7年中の総所得金額等が33万円以下の世帯は、均等割・平等割額を6割減額

②平成7年中の総所得金額等が33万円+24万円×国保加入者（世帯主を除く）以下の世帯は、均等割・平等割額を4割減額

\*平成8年度の納税通知書は、7月中旬に発送します

問い合わせ

国民健康保険課 保険税係 内線2336